

給水装置工事主任技術者の選任又は解任を行った場合

※ 選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から二週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければなりません。

法人の場合

主任技術者の（選任） 氏名又は免状の交付番号	①給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3） ②免状又は主任技術者証の写し
主任技術者の（解任）	①給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）

個人の場合

主任技術者の（選任） 氏名又は免状の交付番号	①給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3） ②免状又は主任技術者証の写し
主任技術者の（解任）	①給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）

様式第3（第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

（あて先） 宝塚市上下水道事業管理者

年 月 日

届 出 者

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

選 任
解 任 の届出をします。

給水地域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選 任 ・ 解 任 の 年 月 日